

○浜田市人工透析患者及び精神障害者通院交通費助成金交付要綱

平成17年10月1日

告示第26号

(目的)

第1条 この告示は、人工透析療法を受ける患者及び精神疾患の治療を受ける精神障害者に対し、その者が当該疾病の治療のため通院に要する交通費(以下「通院交通費」という。)を助成することにより、患者の負担軽減を図ることを目的とする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象となる者(以下「対象者」という。)は、市内に住所を有し、通院距離が片道2キロメートル以上の特定の医療機関に通院する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、浜田市障害者タクシー等利用料金助成要綱(平成17年浜田市告示第27号)に定める助成制度を利用する者を除く。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けているじん臓機能障害者のうち、人工透析療法(腹膜透析を含む。)を受ける必要のある者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神疾患の治療を受ける必要のある者

(助成金の額及び限度額)

第3条 助成金の額は、通院交通費の半額とする。ただし、1人につき1月当たり2万円を限度とし、助成金の総額については、予算の範囲内とする。

(平20告示99・一部改正)

(通院交通費の算定)

第4条 通院交通費の算定に当たっては、最も経済的な経路及び交通手段により行うものとする。

2 通院交通費の額は、次の各号に掲げる交通手段の区分に応じ、当該各号に定める額により算定する。

- (1) 列車 通院に利用することとなる列車の運行区間に係る旅客運賃の実

## 費

(2) バス 通院に利用することとなるバスの運行区間に係る旅客運賃の実費(以下「バス料金」という。)

(3) その他 バス料金に相当する額

3 前2項の規定にかかわらず、対象者のうち、単独で公共交通機関を利用することができないものが自家用有償旅客運送(道路運送法(昭和26年法律第183号)第79条の規定による登録を受けて行う旅客の運送をいう。)を利用する場合にあっては、通院交通費の額は、実費により算定する。

(平20告示99・全改)

## (認定申請)

第5条 通院交通費の助成を受けようとする者は、人工透析患者・精神障害者通院交通費助成認定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

## (登録及び決定等)

第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、速やかに内容を審査し、適正と認めるときは、人工透析患者・精神障害者通院交通費助成台帳(様式第2号)に登録するとともに、人工透析患者・精神障害者通院交通費助成認定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

## (助成金の交付申請)

第7条 前条に規定する通知を受けた者(以下「登録者」という。)は、人工透析患者・精神障害者通院交通費助成金交付申請書(様式第4号)により、人工透析患者通院証明書(様式第5号)又は精神障害者通院証明書(様式第5号の2)を添え、毎年6月、9月及び12月においてはそれぞれ翌月に、3月においては3月末日までに、それぞれの月分までの通院状況に応じた助成金の交付を申請するものとする。

## (変更届等)

第8条 登録者は、次の各号のいずれかに該当したときは、人工透析患者・精神障害者通院交通費助成変更届(様式第6号)又は人工透析患者・精神障害者通院交通費助成資格喪失届(様式第7号)により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 住所又は医療機関等を変更したとき。

(2) 対象者に該当しなくなったとき。

(助成金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、その者に対し、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この告示の規定は、平成18年度以後の人工透析患者及び精神障害者通院交通費助成金交付事業について適用し、平成17年度の人工透析患者及び精神障害者通院交通費助成金交付事業については、なお合併前の浜田市人工透析患者及び精神障害者通院交通費助成金交付要綱(平成8年浜田市告示第32号)、金城町人工透析患者通院交通費助成金交付要綱(平成4年金城町告示第28号)、旭町人工透析患者通院交通費助成金交付要綱(平成16年旭町告示第5号)、旭町精神障害者通院費助成要綱(平成3年旭町告示第2号)、三隅町腎臓機能障害者通院費助成要綱(平成2年三隅町要綱第2号)又は三隅町精神障害者通院費助成要綱(平成5年三隅町告示第63号の1)の例による。

附 則(平成20年6月27日告示第99号)

(施行期日)

1 この告示は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の第3条の規定(同条にただし書を加える改正規定に限る。)は、この告示の施行の日以後の通院交通費について適用し、同日前の通院交通費については、なお従前の例による。